

資 料

家族法判例（2003年）

小 川 富 之*

2003（平成15）年中に公表された公式判例集に掲載された判例の中からから家族法に関連する判例を抽出し、判決内容に従い項目ごとに並べ替え、判決要旨を簡単に紹介した。また、それぞれの判例についての評釈等があるものについてはそれもあわせて紹介した。

並べ替えの項目は、条文の順序に従い各章ごとにまとめて整理した。具体的には、親族については、①親族（第725条～第730条）・②婚姻（第731条～第771条）・③親子（第772条～第817条の11）・④親権（第818条～第837条）・⑤後見（第838条～第876条の10）・⑥扶養（第877条～第881条）、相続については、①総則（第882条～第885条）・②相続人（第886条～第895条）・③相続の効力（第896条～第914条）・④相続の承認および放棄（第915条～第940条）・⑤財産分離（第941条～第950条）・⑥相続人の不存在（第951条～第959条）・⑦遺言（第960条～第1027条）・⑧遺留分（第1028条～第1044条）である。

それぞれの項目につき、まず関連条文順（複数ある場合は主たるものを基準）、続いて判決期日順、上級審から下級審という順番にした。なお、各項目の関連条文とは直接関係はないが、内容的に参考になるとと思われるものについては、まずそれぞれの項目の末尾に、続いて親族および相続の末尾にまとめて掲載した。相続に関連して、墓地や相続税の問題については、その他（墓地・相続税等）として最後に掲げることとした。

参照した公式判例集および判例評釈は次のとおりである。

●判例集

最高裁判所民事判例集（民集）57巻1号～57巻6号

家庭裁判月報（家月）55巻1号～55巻12号

* 広島経済大学経済学部助教授

判例時報（判時）1800号～1836号

判例タイムズ（判タ）1105号～1133号

●判例批評

判例評論（判例時報）491号～538号

民法判例レビュー（判例タイムズ）1115号～1133号

最高裁判所判例解説（法曹時報）53巻1号～55巻12号

時の判例（ジュリスト）1192号～1258号

最高裁判所新判例紹介（法律時報）73巻1号～75巻5号

民事判例研究（法律時報）73巻1号～75巻11号

最近の判例から（法律のひろば）54巻1号～56巻12号

時の判例（法学教室）244号～279号

第4編親族（第725条～第881条）

①親族（第725条～第730条）

②婚姻（第731条～第771条）

- 1（民法第3編第2章第1節・549条）東京高判平14・5・21（判タ一一八・一五七）平14（ネ）第766（持分移転登記抹消登記手続き等請求控訴事件）

「既に不和となって対立する夫がその財産管理を妻に任せる旨の書面を交付した場合において、それまでも不動産資産の所有関係を夫婦間あるいは親子間で変動させてきた経緯などを踏まえて、その法的拘束力を否定した第1審判決を取り消し、夫の妻に対する贈与の成立を認定した事例」

- 2（民法768条）仙台地判平13・3・22（判時一八二九・一一九）平11（タ）126（離婚等請求事件）

「離婚に伴う財産分与として、夫の退職共済年金の30パーセントを、支給された日が属する月の末日までに支払うよう命じられた事例」

- 3（民法770条1項5号）東京高判平14・6・26（家月五五・五・一五〇，判時一八〇一・八〇）平13（ネ）5675（離婚請求控訴事件）

「有責配偶者である夫からの離婚請求について、別居期間が6年以上経過しているところ、もともと会話の少ない意思の疎通が不十分な夫婦であったこと、二

子とも成人して大学を卒業しているなど夫婦間に未成熟子がいないこと、妻は相当の収入を得ており、夫が離婚に伴う給付として現在妻が居住している建物を分与し同建物について残っているローンも完済するまで支払い続けるとの意向を表明していることなどの事情に鑑みると、その請求が信義誠実の原則に反するとはいえないとして、離婚請求を棄却した原判決を取り消して離婚請求を認容した事例」

- 4（民法770条1項5号）那覇地沖縄支判平15・1・31（判タ一一二四・二四四）平13（タ）第11（離婚請求事件）

「有責配偶者からの離婚請求であるとして棄却判決を受けて当該判決が確定した後、口頭弁論終結後に事情の変化があったとして再度提起された離婚の請求が認容された事例」

- 5（一・二につき、出入国管理及び難民認定法2条の2・20条別表第2）最一小判平14・10・17（判時一八〇六・二五，判タ一一〇九・一一三）平11（行ヒ）46（在留資格変更申請不許可処分取消請求事件）

「一 日本人との婚姻関係が社会生活上の実質的基盤を失っている外国人と出入国管理及び難民認定法別表第二所定の『日本人の配偶者等』の在留資格

二 日本人と婚姻関係にある外国人につき出入国管理及び難民認定法別表第二所定の『日本人の配偶者等』の在留資格取得の要件を備えていないとされた事例」

*判例評釈：久保敦彦「判例評論」（535号，164-167頁）

青野洋士「時の判例」（ジュリスト1242号，115-117頁）

渡邊千恵子「最近の判例から」（法律のひろば56巻5号，62-71頁）

寺谷広司「時の判例」（法学教室273号，116-117頁）

- 6（民法90条）東京高判平12・11・30（判タ一一〇七・二三二）平12（ネ）第4289（立替金請求各控訴事件）

「男女三人による同棲生活のための生活費分担の合意が善良なる風俗に反し無効とされた事例」

- 7（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律1条・10条）静岡地決平14・7・19（判タ一一〇九・二五二）平14（配チ）第15（配偶者暴力に関する

保護命令申立事件)

「直接的な身体的暴力がなくても『配偶者からの暴力を受けた者』に該当するとされた事例」

- 8 (民法709条, ストーカー行為等の規制等に関する法律2条・3条) 大阪地判平12・12・22 (判ター一一五・一九四) 平12 (ワ) 第19587 (損害賠償請求事件)

「いわゆるストーカー行為を行った者に対し, 慰謝料300万円の支払いを命じた事例」

- 9 ((一につき) ストーカー行為等の規制等に関する法律13条1項・2条2項・1項1号・5号, 刑法45条・233条, (二につき) 刑事訴訟法323条3号) 東京地判平15・1・22 (判ター一二九・二六五) 平14特 (わ) 第2241, 平14刑 (わ) 第1925 (ストーカー行為等の規制等に関する法律違反, 業務妨害被告事件)

「一 ストーカー規制法違反の罪と偽計業務妨害罪が混合的包括一罪の関係にあるとされた事例

二 刑訴法323条3号の書面に該当すると認めたと事例」

③親子 (第772条～第817条の11)

- 10 (民法817条の6ただし書・817条の7) 東京高決平14・12・16 (家月五五・六・一一二) 平14 (ラ) 1980 (特別養子縁組審判に対する抗告事件)

「未成年者の母の同意はないものの, 未成年者の母が安定した監護環境を用意せず, かつ明確な将来計画を示せないまま, 将来の未成年者の引取りを求めていることなどの事情から, 特別養子縁組の申立てを認めた原審判に対する即時抗告審において, 民法817条の6のただし書の事由, また, 民法817条の7の要件につきさらに審理を尽くす必要があるものとして, 原審判を取り消し, 原審に差し戻した事例」

- 11 (国籍法2条1号, 民法772条・779条・783条1項) 最一小判平15・6・12 (判時一八三三・三七, 判ター一一三一・一〇三) 平13 (行ツ) 39・同 (行ヒ) 37 (国籍確認請求事件)

「韓国人である母の非嫡出子であって日本人である父により出生後に認知された子につき国籍法2条1号による日本国籍の取得が認められた事例」

12（戸籍法110条1項，旧国籍法1条・3条・5条3号・20条・23条，法例18条，
 中華民法1065条・1069条）大阪高決平14・8・7（家月五五・一・九四）平
 14（ラ）314（就籍許可申立却下審判に対する抗告事件）

「一 出生による国籍取得について，旧国籍法3条の『父が知れざる場合』と
 は，子（抗告人）と血縁上の父との間に法律上の親子関係が成立していない場合
 を含むことから，子は，日本人の母の子として日本国籍を取得する。

二 出生により日本国籍を取得した子について，出生後の中国人男性の認知
 により出生時にさかのぼって日本国籍を失うとは解すべきではない。

三 子の父の本国法である中華民法では，いわゆる養育を受けたことによ
 る認知がされたと認める余地があるとしても，子の本国法である我が国の民法
 では子が出生後父から届出又は裁判による認知以外の認知を認めていないことか
 ら，旧国籍法23条の『認知』を受けて日本国籍を失ったとは認められないとして，
 原審判を取り消した上，抗告人が就籍することを許可した事例」

④親権（第818条～第837条）

13（民法766条1項，家事審判法9条1項乙類4号）新潟家審平14・7・23（家月
 五五・三・八八）平14（家）5454，5455（子の監護者の指定申立事件）

「児童相談所による一時保護措置の後里親委託されている子らについて，夫と
 別居中の妻が監護者の指定を求めた事案において，妻は子らの出生時から継続し
 て監護してきたことが認められ，児童相談所に援助を求めた窮状も夫との夫婦関
 係の問題から生じた一時的なものと推測できる一方，夫は子らを養育できる住居
 を確保できず収入も安定していないことなどを前提とすると，現実に子らを里親
 から引き取るかどうかは児童相談所の措置決定に委ねることになるものの，妻と
 夫との監護者としての比較においては，夫が監護者として相応しくないことは明
 白であるなどとして，妻を監護者として指定するのが相当であるとした事例」

14（民法766条，家事審判法9条1項乙類4号）東京家審平14・10・31（家月五
 五・五・一六五）平14（家）5830（子の監護に関する処分（面接交渉）申立事件）

「父から子を監護している母に対して子との面接交渉を求めた事案において，
 母が父の暴力等を理由に提起した離婚訴訟が係属しているのみならず，保護命令
 が発令されており，父と母は極めて深刻な紛争・緊張状態にあることなどに照ら
 せば，現時点における面接交渉の実施は未成年者の福祉を害するおそれが強いと

して申立てを却下した事例」

- 15 (民法766条2項・819条6項, 家事審判法9条1項乙類4号・7号) 仙台高決平15・2・27 (家月五五・一〇・七八) 平14 (ラ) 196 (親権者変更申立及び子の引渡申立の審判に対する即時抗告申立事件)

「6歳4か月と3歳5か月の年少児について, 親権者を父と定めて離婚した後も父に引き渡さずに監護していた母の親権者変更の申立てを却下し, 父からの子らの引渡申立てを認容した審判に対する即時抗告審において, 本件親権者変更申立てには子らの監護権者の指定 (民法766条) の申立ても含まれているものと解した上, 親権者変更申立ては却下しつつ, 特に子らの情緒の安定という観点から, 子らの監護権者を母に指定し, 父の子らの引渡申立てを却下した事例」

- 16 (民法766条2項, 家事審判法9条1項乙類4号) 東京高決平15・3・12 (家月五五・八・五四) 平14 (ラ) 1405 (子の監護に関する処分申立却下審判に対する即時抗告事件)

「離婚後単独親権者となった母親からの父親に対する子2人の引渡しの申立のうち, 子1人に係る部分を却下した審判に対する即時抗告事件において, 父親は子を監護する権限を有するものではなく, 父親には子の引渡しを拒絶しうる法律上の根拠はないのであるから, 子の福祉を実現する観点から, 母親の本件申立てが子の福祉に反することが明らかな場合等の特段の事情が認められない限り, 本件申立てを認容すべきであるとして, 原審判を取り消し, 母親への子の引渡しを命じた事例」

- 17 (民法766条1項, 家事審判法9条1項乙類4号) 東京高決平15・7・15 (判タ一一三一・二二八) 平15 (ラ) 第778 (子の監護者の指定及び子の引渡各審判に対する抗告事件)

「子の監護者指定の決定において家庭裁判所調査官の調査と監護者決定の基準が問題となった事例」

- 18 (家事審判法15条の3, 家事審判規則52条の2) 福岡高決平14・9・13 (家月五五・二・一六三, 判タ一一一五・二〇八) 平14 (ラ) 2545 (審判前の保全処分申立て却下の審判に対する即時抗告事件)

「子らの祖母が申し立てた子の監護者の指定を本案とする審判前の保全処分を

いずれも却下した審判に対する即時抗告審において、子の一人についての保全処分を却下した部分については原審判を相当であるとしつつもう一人の子についての保全処分を却下した部分については、度重なる両親の暴力を伴った紛争、父親による暴力や性的虐待が加えられている可能性が極めて高いこと等が否定できないのであるから、親権の行使が子の福祉を害すると認めるべき蓋然性があるとして、原審判を取り消し、監護者を仮に抗告人である子の祖母と定めて仮の引渡しを命じた事例」

- 19（家事審判規則52条の2）東京高決平15・1・20（家月五五・六・一二二）平14（ラ）1725（子の引渡し仮処分審判に対する抗告事件）

「母から父に対する子らの引渡しの仮処分を認めた審判に対する即時抗告審において、審判前の保全処分を認容するには、本案の審判申立てが認容される蓋然性と保全の必要性が要件となること、子らは、父の下で一応安定した生活を送っていることが認められるから、家事審判規則52条の2の定める保全の必要性を肯定すべき切迫した事情を認めるに足りる疎明はないものとして、原審判を取り消し、子らの引渡しを求める申立てをいずれも却下した事例」

- 20（民事執行法172条）高松高決平14・11・15（家月五五・四・六六）平14（ラ）87（間接強制申立審判に対する執行抗告事件）

「親権者指定、子の監護に関する処分（面接交渉）の調停調書を債務名義として、間接強制を命じた審判に対する執行抗告事件において、『（抗告人は、相手方に対し、子と）毎月2回面接することを認め、その方法、場所等については、相手方において良識にかなった面接方法を選択することができることとし、特に制限をしない』旨の調停条項は、給付条項と解することはできないとして、調停調書正本を執行力ある債務名義であるということを前提にして間接強制を命じた原審判を取り消し、相手方の間接強制の申立てを却下した事例」

- 21（児童福祉法28条、家事審判法9条2項、特別家事審判規則18条、児童虐待の防止等に関する法律12条）千葉家市川出審平14・12・6（家月五五・九・七〇）平14（家）966（児童福祉施設収容承認申立事件）

「児童相談所長が継父による性的虐待を理由に児童の施設への入所の承認を求めた事件において、親権者母が、継父による性的虐待を理由とする施設の入所措置に同意していないときは、児童の性非行を理由とする施設入所には同意してい

でも、結局本件措置が親権者の意に反するときに該当することになると解すべきであるとした上、継父の児童に対する性的虐待を放置するなどした母に、このまま児童を監護させることは、著しく児童の福祉を害することが明らかであるとして、児童自立支援施設への入所を承認した事例」

- 22 (児童福祉法28条) 札幌高決平15・1・22 (家月五五・七・六八) 平14 (ラ) 87 (児童福祉施設収容承認申立審判に対する抗告事件)

「母親が『代理によるミュンヒハウゼン症候群』であると認定することは困難であるが、児童(4歳)に対するこれまでの父母の監護養育方法は、少なくとも客観的には適切さに欠けており、児童の福祉の観点からは、児童を児童養護施設へ入所させることが相当であるとした審判に対する即時抗告審において、児童は一時保護された後順調に回復し、母も精神科医のカウンセリングを継続的に受けるようになったが、更に関係機関の指導、援助の下に監護養育方法を点検、改善していく必要が認められるとして、即時抗告を棄却した事例」

- 23 (国家賠償法1条, 民法715条・709条, 児童福祉法33条) 大阪地判平13・3・30 (判タ一〇九・一四九) 平11 (ワ) 第7473 (損害賠償請求事件)

「児童相談所に一時保護されていた児童の養父及び実母が、同相談所の所長及び職員から児童を帰宅させる条件として離婚を強要されたことを理由とする損害賠償請求が認められなかった事例」

- 24 (刑法35条・226条1項) 最二小判平15・3・18 (判時一八三〇・一五〇, 判タ一一二七・一二一) 平14 (あ) 805 (国外移送略取, 器物損壊被告事件)

「日本人である妻と別居中の外国人が妻において監護養育していた子を母国に連れ去る目的で有形力を用いて連れ出した行為について国外移送略取罪が成立するとされた事例」

*判例評釈：福崎伸一郎「時の判例」(ジュリスト1254号, 228-229頁)

⑤後見 (第838条～第876条の10)

- 25 (民法7条, 家事審判法9条1項甲類1号, 非訟事件手続法26条) 大阪家審平14・5・8 (家月五五・一・一〇六) 平13 (家) 7226 (成年後見開始申立事件)

「親しい身寄りがなく借家で一人暮らしをしていた本人について、市長から後

見開始の審判の申立てがされた事案において、後見開始の審判をし、成年後見人に社会福祉士を選任した上、手続費用については本人の資産状況等に照らして、非訟事件手続法26条を適用して、申立人の負担とするのが相当であるとして、同法28条に基づく費用負担の裁判をしなかった事例」

⑥扶養（第877条～第881条）

第5編相続（第882条～第1044条）

①総則（第882条～第885条）

②相続人（第886条～第895条）

26（民法892条・893条，家事審判法9条1項乙類9号）大阪高決平15・3・27（家月五五・一一・一一六）平14（ラ）799（推定相続人廃除申立却下審判に対する即時抗告事件）

「遺言執行者からの推定相続人の廃除申立てを却下した審判に対する即時抗告審において、相手方の行為は、客観的には、被相続人の多額の財産をギャンブルにつき込んでこれを減少させた行為と評価するしかなく、その結果、被相続人をして、自宅の売却までせざるをえない状況に追い込んだものであり、更に、被相続人から会社の取締役を解任されたことを不満に思い、虚偽の金銭消費貸借契約や賃貸借契約を作出して民事紛争を惹き起こし、訴訟になった後も被相続人と敵対する不正な証言を行っているなど、相手方の一連の行動は、民法892条所定の『著しい非行』に該当することが明らかであるとして、原審判を取り消し、推定相続人の廃除を認めた事例」

③相続の効力（第896条～第914条）

27（民法893条，家事審判法14条，家事審判規則27条2項・100条2項）最二小決平14・7・12（家月五五・二・一六二，判時一八〇五・六一，判タ一一〇九・一三八）平14（許）2（推定相続人廃除申立て却下審判に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件）

「遺言執行者による推定相続人廃除申立てを却下する審判に対し他の推定相続人である参加人が即時抗告をすることの許否－遺言執行者が推定相続人の廃除を求める審判手続きにおいて、廃除を求められていない推定相続人が利害関係人と

して審判手続きに参加した場合に、参加人は排除の申立てを却下する審判に対して即時抗告をすることができない。」

- 28 (民法887条2項・903条1項) 大阪高決平15・3・11 (家月五五・八・六六) 平14 (ラ) 105 (遺産分割審判及び寄与分を定める処分申立却下審判に対する即時抗告事件)

「相続人が被相続人から生活の資本等として贈与を受けたとすれば、それを特別受益として民法903条1項の規定に従って算定した額が相続人の相続分となるとした上、再転相続人は、相続人の有していた財産を相続するのであるから、被相続人に対する相続分についても、現に相続人が有していた相続分(すなわち特別受益を控除した具体的相続分)を承継するものといわざるを得ないとして、相続人の特別受益を考慮しなかった原審判を変更した事例」

- 29 (憲法14条1項, 民法900条) 最二小判平15・3・28 (家月五五・九・五一, 判時一八二〇・六二, 判タ一一二〇・八七) 平14 (オ) 第1630 (預金返還請求及び当事者参加事件)

「民法900条4号ただし書前段と憲法14条1項-民法900条4号ただし書前段は、憲法14条1項に違反しない。」

*判例評釈: 本山 敦「時の判例」(法学教室276号, 85-87頁)

- 30 (憲法14条1項, 民法900条) 最一小判平15・3・31 (家月五五・九・五三, 判時一八二〇・六二, 判タ一一二〇・八七) 平14 (オ) 第1963 (預金返還請求及び預金返還等請求当事者参加事件)

「民法900条4号ただし書前段と憲法14条1項-民法900条4号ただし書前段は、憲法14条1項に違反しない。」

*判例評釈: 本山 敦「時の判例」(法学教室276号, 85-87頁)

- 31 (民法907条2項, 家事審判法9条1項乙類10号, 家事審判規則19条2項) 大阪高決平15・4・15 (家月五五・一二・六一) 平14 (ラ) 897 (遺産分割審判に対する即時抗告事件)

「遺産分割審判に対する即時抗告審において、相続財産である土地の境界、抗告人と相手方との間の確執、都市計画事業の存在などの問題は、いずれも土地を現物分割し、一部の土地及びその地上建物を抗告人に取得させることの妨げとな

る事情とすることはできず，これらの事情を理由に相手方だけに土地全体及び各土地の上にある建物を含めた本件不動産の全部を取得させ，原告人に本件不動産から退去させることとした原審判の分割方法は相当であるとはいえないとして，原審判を取り消し，審判に代わる裁判として，本件不動産の現物分割等を命じた事例」

- 32（民法177条・908条・985条）最二小判平14・6・10（家月五五・一・七七）平11（受）271（各第三者異議事件）

「『相続させる』趣旨の遺言による不動産の取得と登記－『相続させる』趣旨の遺言による不動産の権利の取得については，登記なくして第三者に対抗することができる」

*判例評釈：赤松秀岳「時の判例」（法学教室268号，130－131頁）

田中淳子「民事判例研究」（法律時報75巻9号，97－101頁）

④相続の承認および放棄（第915条～第940条）

- 33（民法915条1項，家事審判法9条1項甲類29号）東京高決平14・1・16（家月五五・一一・一〇六）平13（ラ）2275（相続放棄申述却下審判に対する即時抗告事件）

「民法915条1項所定の熟慮期間について，相続人が負債を含めた相続財産の全容を明確に認識できる状態になって初めて相続開始を知ったといえるので，その時点から起算すべきである旨の原告人らの主張に対し，相続人が相続すべき積極及び消極財産の全部又は一部の存在を認識した時又は通常これを認識しうべき時から起算すべきものと解するのが相当であるとした上，遅くとも，原告人らが相続財産の存在を認識して遺産分割協議をした日から熟慮期間を起算すべきであり，同期間経過後になされた本件相続放棄の申述は不適法であるとして，即時抗告を棄却した事例」

- 34（民法915条・921条1項・938条，家事審判法9条1項甲類29号）大阪高決平14・7・3（家月五五・一・八二）平14（ラ）408（相続放棄申述却下審判に対する抗告事件）

「被相続人の死後被相続人名義の預金を解約し墓石購入費に充てた行為が，民法921条1号の『相続財産の処分』に当たるとして，相続放棄の申述を却下した

審判に対する抗告事件において、預貯金等の被相続人の財産が残された場合で、相続債務があることがわからないまま、遺族がこれを利用して仏壇や墓石を購入することは自然な行動であり、また、本件において購入した仏壇及び墓石が社会的に見て不相当に高額のものとも断定できない上、それらの購入費用の不足分を遺族が自己負担していることなどからすると、『相続財産の処分』に当たるとは断定できないとして、原審判を取り消し、申述を受理した事例」

⑤財産分離（第941条～第950条）

⑥相続人の不存在（第951条～第959条）

35（民法958条の3，家事審判法9条1項甲類32号の2）広島高決平15・3・28（家月五五・九・六〇）平14（ラ）第113（特別縁故者に対する相続財産の分与申立認容審判に対する即時抗告申立事件）

「抗告人（申立人）及び相手方の両名がいずれも特別縁故者に該当するとして、抗告人に対し、相手方への分与額より若干上回る財産を分与した審判に対する即時抗告事件において、民法958条の3の規定に基づいて相続財産を特別縁故者に分与するに当たり、特別縁故者と認められる者が複数存在する場合には、同条1項の規定の趣旨に照らし、具体的、実質的な縁故の濃淡を中心にしてその程度に応じた分与がなされるべきものと解するのが相当であるとした上、被相続人を自宅に同居させて以来約19年間もの長期間、家族の協力を得て被相続人の療養、看護に努めてきた抗告人の特別縁故は、相手方の被相続人の財産管理を中心とした特別縁故に比べるとこれよりは相当濃密なものであるとして、原審判を変更し、抗告人に対する分与額を増額した事例」

⑦遺言（第960条～第1027条）

36（民法970条1項3号）最三小判平14・9・24（家月五五・三・七二，判時一八〇〇・三一，判タ一一〇七・一九二）平14（受）432（遺言無効確認請求事件）

「ワープロを操作して秘密証書遺言の遺言者の表題及び本文を入力し印字した者が民法970条1項3号にいう筆者であるとされた事例－秘密証書によって遺言をするに当たり、遺言者以外の者が、市販の遺言書の書き方の文例を参照し、ワープロを操作して、文例にある遺言者等の氏名を当該遺言の遺言者等の氏名に置き換え、そのほかは文例のまま遺言書の表題及び本文を入力して印字し、遺言者

が氏名等を自筆で記載したなど判示の事実関係の下においては、ワープロを操作して遺言書の表題及び本文を入力し印字した者が民法970条1項3号にいう筆者である。」

*判例評釈：千藤洋三「判例評論」（533号，196－202頁）

小野秀誠「時の判例」（法学教室270号，116－117頁）

37（民法990条・1012条・1013条・1015条）東京地判平14・2・22（家月五五・七・八〇）平13（ワ）19408（預金返還請求事件）

「預金債権を含む財産全部を遺贈させる趣旨の包括遺贈がされた場合において、遺言執行者は、遺言執行行為として、銀行に対して預金の払戻請求をすることができるとした事例」

38（民法554条・994条1項）東京高判平15・5・28（判時一八三〇・六二）平15（ネ）869（土地持分移転登記請求控訴事件）

「死因贈与について、贈与者よりも先に受贈者が死亡した場合に贈与に関する民法994条1項が準用され、受贈者が死亡した時点で死因贈与の効力が失われるとされた事例」

39（民法1023条1項）東京高判平14・8・29（家月五五・一〇・五四，判タ一一一四・二六四）平14（ネ）887（遺言無効確認請求控訴事件）

「高齢の夫が、遺産のすべてを妻に譲るとの第一遺言を作成した後、自分の死後妻の存命中は土地家屋の現状を維持し、妻の死後はそれらを処分して換価し、その代金を一定の割合で子らに与える旨の第二遺言を作成した場合において、遺言の解釈は、遺言書に記載された文言をどう解するかの問題であるが、遺言書の文言が必ずしも明確でない場合には、遺言書作成当時の事情及び遺言者の置かれていた状況なども考慮して遺言者の真意を探求し、その趣旨を確定すべきものであるとした上で検討を加え、第二遺言が第一遺言と矛盾抵触するとはいえないとして、原判決を取り消し、被控訴人らの第一遺言無効確認請求を棄却した事例」

⑧遺留分（第1028条～第1044条）

40（民法1031条，商法675条1項）最一小判平14・11・5（家月五五・四・五二，判時一八〇四・一七，判タ一一〇八・三〇〇）平11（受）1136（死亡保険金支払

請求権確認請求事件)

「自己を被保険者とする生命保険契約の契約者が死亡保険金の受取人を変更する行為と民法1031条に規定する遺贈または贈与－自己を被保険者とする生命保険契約の契約者が死亡保険金の受取人を変更する行為は、民法1031条に規定する遺贈または贈与に当たるものではなく、これに準ずるものということもできない。」

*判例評釈：辻 朗「判例評論」(538号, 179-183頁)

寺川 永「民事判例研究」(法律時報75巻11号, 106-109頁)

岩志和一郎「時の判例」(法学教室274号, 134-135頁)

その他(墓地・相続税等)

- 41(民事訴訟法349条・347条・341条・332条, 非訟事件手続法25条, 家事審判法7条・14条) 仙台高秋田支決平15・2・6(家月五五・一二・六〇)平15(ラ)2(墓地の承継者指定審判に対する再審申立却下審判に対する即時抗告事件)

「墓地の承継者指定審判に対する再審申立てを却下した原審判に対する即時抗告審において, 再審申立ては, 家事審判法には規定のないものであり, 非訟事件手続法25条による民訴法の準用によるものであるから, これを却下した審判に対する不服申立期間については, 家事審判法14条の適用はなく, 民訴法349条, 347条, 341条, 332条により裁判の告知を受けた日から1週間と解するのが相当であるとして, その期間経過後にされた即時抗告の申立てを却下した事例」

- 42(相続税法1条の2, 2号・10条・19条1項) 東京高判平14・9・18(判時一八一・五八)平14(行コ)142(相続税の更正の請求に対する通知処分取消請求控訴事件)

「被相続人に係る相続税に関し, 被相続人から米国に在住する子である相続人の一人に送金された金員を相続税の課税価格に算入して申告したのは誤りであったとの理由でなした相続人らの更正請求につき, 税務署長がなした更正すべき理由がない旨の通知処分の取消しを求めた事案において, 送金に先立ち, 被相続人と送金を受けた相続人との間に贈与契約の成立が認められ, 本件送金はその契約の履行のためにされたものと認め, 相続税の課税価格に算入することができるとして, 通知処分の取消し請求が棄却された事例」

- 43(相続税法22条) 東京高判平13・5・23(判タ一一二六・一一四)平12(行コ)

第244（相続税更正処分等取消請求控訴事件）

「一 相続財産として取引相場のない有限会社の出資の時価を評価するにつき、財産評価基本通達が定める法人税額等相当額を控除することなく、純資産価額方式により算定した事例

二 相続財産として仮換地の指定のない土地区画整理事業の施行区域内にある土地の時価を評価するにつき、財産評価基本通達に基づき路線価を用いて算定した事例」

- 44（国税通則法23条1項・2項，民法94条・907条1項）最二小判平15・4・25（判時一八二二・五一，判タ一一二一・一一〇）平13（行ヒ）230（処分取消請求事件）

「相続税申告の基礎となった遺産分割協議の無効を確認する判決が確定したことが国税通則法23条2項1号に該当することを理由として更正の請求をすることはできないとされた事例」

- 45（国税通則法23条2項1号，民法144条・145条・162条1項）大阪高判平14・7・25（判タ一一〇六・九七）平14（行コ）第21（相続税更正請求棄却通知処分取消請求控訴事件）

「相続財産を構成する不動産について第三者による時効取得を認容した判決が相続開始後に言い渡されたことを理由とする更正請求に対してされた更正すべき理由がない旨の通知処分が適法であるとされた事例」

- 46（厚生年金保険法58条1項・59条1項・4項，厚生年金保険法施行令（昭29政令110号，平12政令309号による改正前のもの）3条の10）東京地判平14・11・5（判時一八二一・二〇）平12（行ウ）199（遺族厚生年金不支給処分取消請求事件）

「夫が経営する会社から監査役としての報酬を受けていた妻につき，厚生年金保険法59条1項所定の『（被保険者の死亡当時その者によって）生計を維持したもの』との要件に該当しないとしてされた遺族厚生年金不支給処分が取り消された事例」

- 47（（一につき）民法90条・709条・715条，商法644条・645条，保険約款，（二につき）民法415条・709条，（三につき）民法709条）東京地判平15・5・12（判タ一一二六・二四〇）平13（ワ）第12199（保険金請求事件（甲事件），平13（ワ）第

25697（保険金請求事件（乙事件））

「一 死亡時の受取保険金が合計約57億円の保険契約に加入していた被保険者が死亡した事案において、保険会社は、重複保険契約の告知・通知義務違反を理由とする解除、公序良俗違反を理由とする無効を主張して、保険金支払請求を拒絶することができるか（消極）

二 被害者の遺族から保険会社への直接請求訴訟において弁護士費用の請求が認められなかった事例

三 死亡時41歳、年収1575万円の独身看護婦の逸失利益算定に当たり、生活費控除を50パーセントとした事例」